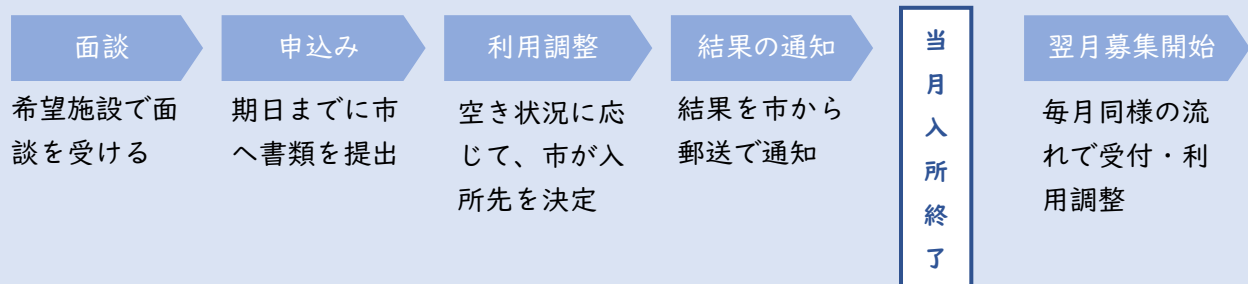


## 1 入所基準

保育所又は認定こども園（保育所機能部分）に入所を希望する場合は、保護者のいずれかが次のいずれかの事情にあり、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

- |                           |                                          |
|---------------------------|------------------------------------------|
| (1) 就労（月 52 時間以上）         | (2) 妊娠・出産（産前 2 ヶ月から産後 8 週経過日の翌日が属する月末まで） |
| (3) 保護者の疾病・障害             | (4) 介護等                                  |
| (5) 災害復旧                  | (6) 求職活動（開始日から起算して 60 日が経過する日の属する月末まで）   |
| (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） | (8) 育休取得中（保育利用中の子ども）                     |
| (9) その他市が認める場合            | ※育休取得中は転園のみ受け付けます。                       |

## 2 申込から利用決定までの流れ



※面談は、原則空き情報公開後から受け付けます。

※面談の結果、施設のクラスの状況や職員体制などにより、受け入れができない場合があります。

※「毎月選考希望」の希望施設を変更する場合は、各月の提出期日までに「利用希望施設変更届」を提出してください。

### ■提出書類

- ☐ 申込書
- ☐ 就労証明書等の添付書類
- ☐ 面談シート
- ☐ 保育利用申込調査票

### ■提出先

光市福祉保健部こども政策課（あいぱーく光 8 番窓口）

### ■提出期間

入所希望月の前月の 10 日（休みの場合は翌開庁日）

※書類の受付は提出期日の 17 時 15 分まで



## 3 クラス年齢

令和 8 年度途中入所のクラス年齢は、以下のとおりです。

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 0 歳児クラス | 令和 7 年 4 月 2 日以降生まれ              |
| 1 歳児クラス | 令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日生まれ |
| 2 歳児クラス | 令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生まれ |
| 3 歳児クラス | 令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ |
| 4 歳児クラス | 令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれ |
| 5 歳児クラス | 令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ |

## 4 保育給付認定

保育所又は認定こども園（保育所機能部分）に入所する児童は、2号又は3号認定を受けます。

| 保育給付認定<br>区分 | 認定条件                             | 利用できる施設                | 保育料                      |
|--------------|----------------------------------|------------------------|--------------------------|
| 2号認定         | 満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども | 保育所<br>認定こども園（保育所機能部分） | 無償                       |
| 3号認定         | 満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども | 保育所<br>認定こども園（保育所機能部分） | 世帯の所得に応じて決定<br>※第2子以降は無償 |

2号、3号認定は、保護者の就労時間等、保育が必要な時間によって「標準時間」と「短時間」に区分します。施設によって利用できる時間帯は異なりますが、標準時間は11時間、短時間は8時間を利用可能な時間としています。

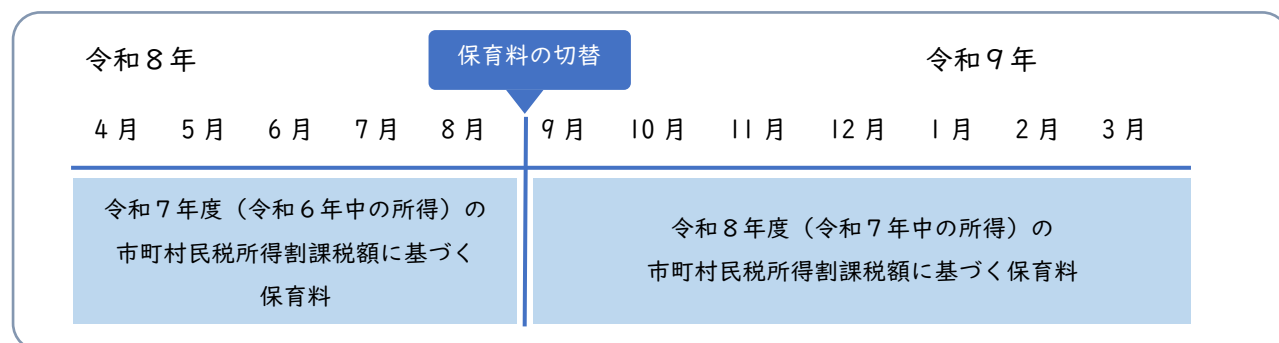
## 5 保育料

### ■ 保育料の決定

- ・ 保育料は市町村民税所得割課税額に基づき決定します。決定額は入所承諾通知書でお示しします。
- ・ 保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）で保育料が異なります。保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料よりも低額に設定します。

### ■ 保育料の切替時期

- ・ 保育料は毎年9月に切り替わります。



## 6 保育給付認定・入所承諾通知

利用調整の結果：毎月20日頃に発送予定

※保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（保育所等）への入所については、以下の理由により全ての申込者が希望の施設（保育所等）に入所できるとは限らないため、ご了承ください。

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため、利用調整により希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

【お問合せ・書類提出先】  
光市福祉保健部こども政策課  
（あいぱーく光 8番窓口）  
TEL:0833-74-3005